

第四百十回国 参議院 労働委員会 會議録 第十号

平成九年四月十七日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月八日 北岡 秀三君 補欠選任 石井 道子君

林 芳正君 西田 吉宏君

平田 健二君 今泉 昭君

四月九日 保坂 三蔵君 補欠選任 佐々木 満君

四月十一日 大脇 雅子君 補欠選任 菅野 壽君

出席者は左のとおり。 委員長 勝木 健司君 理事 石渡 清元君 坪井 一字君 長谷川 清君 川橋 幸子君

委員

上野 公成君 大河原太一郎君 小山 孝雄君 西田 吉宏君 今泉 昭君 武田 節子君 星野 朋市君 笹野 貞子君 吉川 春子君

國務大臣

労働大臣 岡野 裕君

政府委員

労働大臣官房長 渡邊 信君

労働省労働基準局長 伊藤 庄平君

事務局

常任委員会専門員 佐野 厚君

本日の會議に付した案件

○労働福祉事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(勝木健司君) ただいまから労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。 去る八日、平田健二君、林芳正君及び北岡秀二君が委員を辞任され、その補欠として今泉昭君、西田吉宏君及び石井道子君が選任されました。

また、去る九日、保坂三蔵君が委員を辞任され、その補欠として佐々木満君が選任されました。

また、去る十一日、大脇雅子君が委員を辞任され、その補欠として菅野壽君が選任されました。

○委員長(勝木健司君) 労働福祉事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。岡野労働大臣。

○國務大臣(岡野裕君) 委員長から議題として取り上げをいただきました労働福祉事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を説明申し上げます。

我が国における東京都区部への人口及び諸機能の過度の集中による弊害に対応するため、政府においては多極分散型国土形成促進法の規定に従い、国の行政機関及び特殊法人について東京都区

部からの移転の推進を図る、さような旨の閣議決定等を行っているところであります。

この法律案は、このような要請を踏まえ、労働福祉事業団の主たる事務所の移転を初め、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、その要旨を説明申し上げます。

第一に、労働福祉事業団の主たる事務所の所在地を東京都から川崎市に変更することとしております。

第二に、労働福祉事業団の監事が理事長または労働大臣に意見を提出することができるようにすることとしております。

第三に、労働福祉事業団の理事及び監事の任期を四年から二年に変更することとしております。

その他、関係規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。よろしく願います。

○委員長(勝木健司君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三分散会

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働基準法の女子保護規定撤廃反対に関する請願(第七九三号)

一、実効ある均等法改正と女子保護規定の緩和・撤廃反対、労働時間に係る労基法改正に関する請願(第八四六号)

一、労働基準法の女子保護規定撤廃反対に関する請願(第八七七号)

一、労働法制の改善反対等に関する請願(第八九一号)

第七九三号 平成九年三月二十八日受理 労働基準法の女子保護規定撤廃反対に関する請願 請願者 埼玉県春日部市藤塚一、五二〇ノ二七八 茂手木清 外九名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第五三五号と同じである。

第八四六号 平成九年四月一日受理 実効ある均等法改正と女子保護規定の緩和・撤廃反対、労働時間に係る労基法改正に関する請願 請願者 北海道釧路市昭和中央三ノ七ノ八 佐藤伝 外三三三二十六名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第八七七号 平成九年四月四日受理 労働基準法の女子保護規定撤廃反対に関する請願 請願者 北海道旭川市春光町二区三条 大武千恵 外一万三千四百四十名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第五三五号と同じである。

第八九一号 平成九年四月四日受理 労働法制の改善反対等に関する請願 請願者 福岡県遠賀郡岡垣町山田五五二ノ一八九 三浦正 外七十三名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四四八号と同じである。

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働福祉事業団法の一部を改正する法律案

労働福祉事業団法の一部を改正する法律案

労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「東京都」を「川崎市」に改める。

第九條に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は労働大臣に意見を提出することができる。

第十一條第一項本文を次のように改める。

理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第二十三條中「七月三十一日」を「五月三十一日」に改める。

第三十九條及び第四十條中「三万円」を「二十万円」に改める。

第四十一條中「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三條第一項の改正規定は、平成十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行の際現に労働福祉事業団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二三 三 終わり 構成要件 構成要件